

# 積丹町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和3年9月21日

積丹町通学路安全推進会議

## 1 プログラムの目的

全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、各小中学校の通学路において関係機関と連携して点検並びに必要な対策内容について協議してきました。

このたび通学路の安全確保に向けた組織的な取組を行うため、関係機関の連絡体制を構築し、「積丹町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

## 2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「積丹町通学路安全推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置しました。

- (1) 北海道開発局小樽開発建設部小樽道路事務所
- (2) 北海道後志総合振興局小樽建設管理部余市出張所
- (3) 北海道警察札幌方面余市警察署
- (4) 積丹町立小中学校
- (5) 積丹町PTA連合会
- (6) 積丹町建設課
- (7) 積丹町総務課
- (8) 積丹町教育委員会

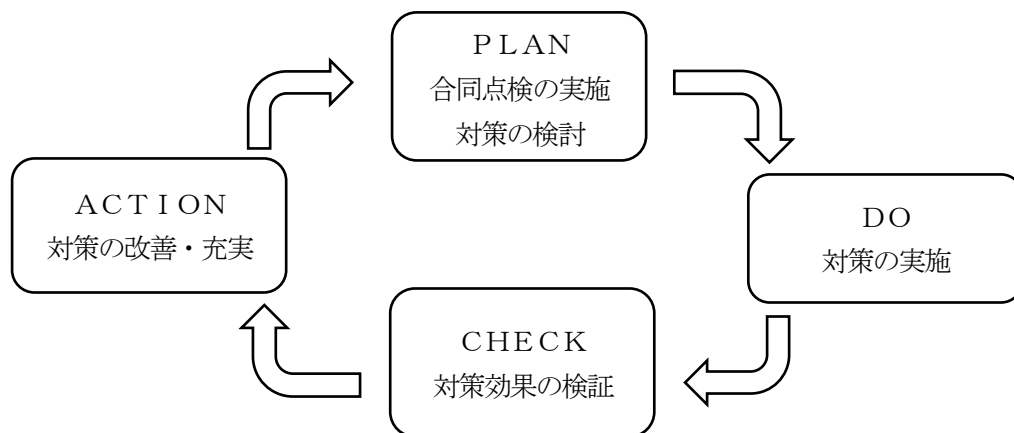
## 3 取組の方向性

### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、推進会議を開催し、合同点検を実施して対策を講じるとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

### 【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 合同点検の実施・体制

ア 合同点検の実施等

効率的・効果的に合同点検を行うため、各学校から報告された危険箇所を対象に推進会議において重要課題を設定し、必要に応じて合同点検を実施します。

イ 合同点検の体制

学校、保護者、道路管理者、警察署等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的なメニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施に当たっては、対策が円滑に進むよう関係機関で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

対策実施後の箇所等について、実施に期待した効果を確認するため、各学校への聞き取りを実施するなど、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果の検証を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

点検箇所や対策内容については、関係機関で認識を共有するために、「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。